

# 山梨県公報

号外第二十五号

平成十九年

三月三十日

日曜日

## 目次

### 告示

○平成十九年度予算の公表……………一

## 告示

### 山梨県告示第四百十九号

平成十九年二月定例県議会において議決を終了平成十九年度山梨県一般会計予算ほか十七件は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

山梨県知事 横内 正明

#### 1 平成19年度山梨県一般会計予算

平成19年度山梨県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ417,443,038千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額

を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県	税	112,350,219
	1 県民税	35,637,850
	2 事業税	36,614,100
	3 地方消費税	9,005,750
	4 不動産取得税	2,652,250
	5 県たばこ税	1,949,400
	6 ゴルフ場利用税	975,700
	7 自動車税	14,470,000
	8 鉱区税	419
	9 固定資産税	318,200
	10 自動車取得税	2,983,700
11 軽油引取税	7,685,350	

	12 狩 猟 税	57,250
	13 旧法による税	250
	2 地方消費税清算金	18,253,927
3 地方譲与税	1 地方消費税清算金	18,253,927
		1,817,000
	1 地方道路譲与税	1,661,000
4 地方特例交付金	2 石油ガス譲与税	156,000
		398,000
	1 地方特例交付金	395,000
5 地方交付税	2 特別交付金	3,000
		111,496,000
	1 地方交付税	111,496,000
6 交通安全対策金		404,000
	1 交通安全対策金	404,000

7 分担金及び負担金	1 負担金		4,490,646
8 使用料及び手数料	1 使用料		7,215,174
	2 手数料		1,783,043
9 国庫支出金	1 国庫負担金		16,102,249
	2 国庫補助金		37,086,339
	3 国庫委託金		1,359,916
10 財産収入	1 財産運用収入		321,410
	2 財産売却収入		559,358
11 寄附金			
	1 寄附金		68,802

12 繰 入 金			18,957,211
	1 特別会計繰入金		4,009,155
	2 基金繰入金		14,948,056
13 繰 越 金			
	1 繰 越 金		1
14 諸 収 入			28,877,743
	1 延滞金、加算金及び過 利		255,234
	2 県預金及び貸付金等 利		69,973
	3 貸付金等償還金		23,742,136
	4 受託事業収入		688,037
	5 収益事業収入		3,558,779
	6 利子割精算金収入		32,953
15 県 債	7 雑 入		530,631
			55,902,000

	1 県 債	55,902,000
歳 入	合 計	417,443,038

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費	1 議 会 費	1,010,925
		1,010,925
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	12,627,106
	2 企 画 費	14,699,235
	3 徴 税 費	4,236,067
	4 市 町 村 振 興 費	2,090,264
	5 選 挙 費	1,014,062
	6 防 災 費	1,198,784
	7 統 計 調 査 費	416,319

3 民 生 費	8 人 事 委 員 會 費	136,212
	9 監 查 委 員 費	186,876
	38,614,760	
	1 社 會 福 祉 費	29,304,878
	2 兒 童 福 祉 費	8,457,558
	3 生 活 保 護 費	741,722
	4 災 害 救 助 費	110,602
	12,758,262	
	4 衛 生 費	1 公 衆 衛 生 費
2 環 境 衛 生 費		3,436,630
3 保 健 所 費		1,304,306
4 醫 藥 費		4,491,757
5 勞 働 費	1,490,676	
	1 勞 政 費	211,527

	2	職業訓練費	1,100,667	
	3	労働力対策費	81,235	
	4	労働委員会費	97,247	
	6 農林水産業費			32,875,013
	1	農業水産業費	4,505,612	
	2	畜産業費	1,298,536	
	3	農地費	12,804,101	
	4	林業費	14,266,764	
7	商工費			10,253,840
	1	商工費	9,441,284	
	2	観光費	812,556	
8	土木費			70,182,384
	1	土木管理費	5,417,065	
	2	道路橋りょう費	34,403,665	



9 警 察 費	3 河 川 砂 防 費	13,281,389
	4 都 市 計 画 費	11,814,021
	5 住 宅 費	5,266,244
	1 警 察 管 理 費	22,534,879
	2 警 察 活 動 費	1,854,835
10 教 育 費	1 教 育 總 務 費	93,710,443
	2 小 学 校 費	12,212,830
	3 中 学 校 費	30,753,831
	4 高 等 学 校 費	17,157,752
	5 特 別 支 援 学 校 費	17,911,168
	6 社 会 教 育 費	6,899,194
	7 保 健 体 育 費	2,493,351
		798,715

	8	大 学 費	1,876,147	
	9	私 学 振 興 費	3,607,455	
11 災 害 復 旧 費			2,223,464	
	1	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	270,514	
	2	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,952,950	
12 公 債 費			73,251,100	
	1	公 債 費	73,251,100	
13 諸 支 出 金			21,892,367	
	1	財 政 調 整 基 金 積 立 金	14,304	
	2	自 然 保 護 基 金 積 立 金	263	
	3	土 地 開 発 基 金 積 立 金	11,343	
	4	公 事 共 施 設 基 金 積 立 等 費	47,787	
14 予 備 費	5	諸 費	21,818,670	
			40,000	

歳 出 合 計	1 予 備 費	40,000
		417,443,038

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
平成19年度に銀行その他の金融機関が、山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務保証及び平成19年度公共事業用地の先行取得について、山梨県土地開発公社と契約を締結すること。	平成19年度から平成29年度まで	債務保証については、14,300,000千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額 契約締結額については、1,000,000千円以内	
電子申請受付共同事業について山梨県市町村総合事務組合と協定を締結すること。	平成19年度から平成24年度まで		331,200千円
自動車税納税通知書の印刷等について委託契約を締結すること。	平成20年度		10,174千円
防災行政無線に係る衛星通信機器の賃借について契約を締結すること。	平成20年度から平成27年度まで		42,155千円
平成19年度に銀行その他の金融機関が、財			

<p>団法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。</p>	<p>平成19年度から平成26年度まで</p>	<p>319,770千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額</p>
<p>平成19年度に農林漁業金融公庫が、財団法人山梨県林業公社に農林漁業金融公庫資金を融資したことにより損失を受けた場合、その損失を補償すること。</p>	<p>平成19年度から平成73年度まで</p>	<p>借入元本351,593千円の償還期限到来後10箇月の期間満了日において、公庫が弁済を受けなかった元利合計金額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息</p>
<p>国庫委託障害防止対策治山事業について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成20年度</p>	<p>17,262 千円</p>
<p>国庫補助障害防止対策治山事業について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成20年度</p>	<p>477,254 千円</p>
<p>山梨県火災共済協同組合に対し、同組合が行う共済金の支払に不足額が生じた場合、貸付けを行うこと。</p>	<p>平成19年度</p>	<p>300,000 千円</p>
<p>山梨県信用保証協会が、平成19年度に債務保証する経営支援緊急融資、経営再生支援</p>		<p>金融機関が、経営支援緊急融資として総額6,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額1,000,000千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額1,000,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資</p>

<p>融資、資金繰り支援借換融資、一般保証により保証した経済変動対策融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償すること。</p>	<p>平成19年度から平成31年度まで</p>	<p>として総額200,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては一般保証により債務保証した場合に限る。）を行ったことよつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内</p>
<p>平成19年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び社団法人全国農地保有合理化協会が、財団法人山梨県農業振興公社に事業資金を融資したことにより損失を受けた場合、その損失を補償すること。</p>	<p>平成19年度から平成29年度まで</p>	<p>454,350千円を限度として貸付けた場合の元金（遅延利息を含む。）に相当する額</p>
<p>平成19年度融資に係る農業近代化資金の利子補給を行うこと。</p>	<p>平成20年度から平成39年度まで</p>	<p>融資限度額 1,000,000千円の利率年 1.85 %以内</p>
<p>平成19年度融資に係る農業近代化資金のうち、認定農業者に対する資金の利子補給を行うこと。</p>	<p>平成20年度から平成39年度まで</p>	<p>融資限度額 200,000千円の利率年 0.1 %以内</p>

平成19年度融資に係る農業災害対策資金の 利子補助を行うこと。	平成20年度から 平成24年度まで	融資限度額 100,000 千円の利率年 1.0 %以内
平成19年度融資に係る農村住宅資金の利子 補助を行うこと。	平成20年度から 平成34年度まで	融資限度額 100,000 千円の利率年 1.75 %以内
平成19年度融資に係る農業経営改善資金の 利子補助を行うこと。	平成20年度から 平成29年度まで	融資限度額 100,000 千円の利率年 1.75 %以内
平成19年度融資に係る中山間地域活性化資 金の利子補助を行うこと。	平成20年度から 平成44年度まで	融資限度額 100,000 千円の利率年 1.8 %以内
平成19年度融資に係る農業経営基盤強化資 金の利子補助を行うこと。	平成20年度から 平成44年度まで	融資限度額 1,000,000 千円の利率年 0.25 %以内
平成19年度融資に係る農業経営負担軽減支 援資金の利子補助を行うこと。	平成20年度から 平成34年度まで	融資限度額 100,000 千円の利率年 1.95 %以内
平成19年度融資に係る大家畜経営改善支援 資金の利子補助を行うこと。	平成20年度から 平成32年度まで	融資限度額 18,000 千円の利率年 0.26 %以内
国庫補助土地改良事業（田園整備事業）に ついて中日本高速道路株式会社と協定を締 結すること。	平成20年度	315,000 千円
国庫補助土地改良事業（田園整備事業）に ついて東日本旅客鉄道株式会社と協定を締 結すること。	平成20年度	168,000 千円

<p>国庫補助農地防災事業（障害防止対策耕地事業）について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成20年度</p>	<p>240,000 千円</p>
<p>平成19年度に銀行その他の金融機関が、山梨県住宅供給公社に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。</p>	<p>平成19年度から平成28年度まで</p>	<p>3,816,848千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額</p>
<p>一般国道137号河口2号トンネル（仮称）新設工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成20年度</p>	<p>500,000 千円</p>
<p>一般国道140号湯沢橋新設工事（山梨市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成20年度</p>	<p>100,000 千円</p>
<p>主要地方道韮崎南アルプス中央線・主要地方道甲府中央右左口線成島高架橋上部工事（中央市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成20年度</p>	<p>100,000 千円</p>
<p>主要地方道甲府中央右左口線高橋高架橋上部工事（中央市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成20年度</p>	<p>50,000 千円</p>
<p>一般県道内船停車場線新南部橋（仮称）新設工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成20年度から平成21年度まで</p>	<p>2,000,000 千円</p>

第3表 地方債

（単位千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地費	1,752,000	普通債貸券借発 又行	9.0%以内 (ただし、利率見直り方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるとある。
林業費	3,218,000	同上	同上	同上
道路橋りょう費	4,558,000	同上	同上	同上
河川砂防費	3,608,000	同上	同上	同上
都市計画費	304,000	同上	同上	同上
住宅費	387,000	同上	同上	同上
国直轄事業費負担金	4,503,000	同上	同上	同上
災害復旧費	828,000	同上	同上	同上
防災行政無線整備費	304,000	同上	同上	同上



高齢者居室等整備資金 貸付	20,000	同	上	同	上	同	上
甲陽学園整備費	43,000	同	上	同	上	同	上
重度心身障害者居室 整備資金貸付金	20,000	同	上	同	上	同	上
知的障害者福祉施設 整備	13,000	同	上	同	上	同	上
石綿健康被害救済基金 拠出金	9,000	同	上	同	上	同	上
廃棄物処理対策費	211,000	同	上	同	上	同	上
農村景観形成事業費	17,000	同	上	同	上	同	上
臨時県道整備事業費	11,752,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業費	495,000	同	上	同	上	同	上
臨時河川等整備事業費	249,000	同	上	同	上	同	上
生活関連土木施設 整備事業費	702,000	同	上	同	上	同	上
市町村台合併事業 社会基盤整備促進費	1,143,000	同	上	同	上	同	上
高等学校建設費	84,000	同	上	同	上	同	上
特別支援学校整備費	440,000	同	上	同	上	同	上

警察本部庁舎等整備費	40,000	同	上	同	上	同	上
警察官待機宿舍建設費	72,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備費	155,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	17,975,000	同	上	同	上	同	上
退職手当債	3,000,000	同	上	同	上	同	上
計	55,902,000						

2 平成19年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

平成19年度山梨県恩賜県有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,116,742千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1	使用料及び手数料		1,887,095

	1 使用料		1,887,095		
2 県支出金	1 県補助金		1,439,552		
3 財産収入			2,662,881		
				1 財産運用収入	2,382,136
				2 財産売却収入	280,745
4 寄附金	1 寄附金		1		
5 繰入金			445,611		
				1 一般会計繰入金	298,011
				2 基金繰入金	147,600
6 繰越金			24,126		
				1 繰越金	24,126
7 諸収入			3,476		

	1	受託事業収入	889
	2	延滞金、加算金及び 過料	1
	3	雑収入	2,586
8	債		654,000
	1	県債	654,000
歳入		合計	7,116,742

歳出

1	管理費		706,285
	1	管理費	706,285
	2 事業費		2,702,326
3	1	事業費	2,702,326
	3 交付金		1,979,716
		1 交付金	1,979,716

4 公債費	1 公債費	1,727,415
	5 予備費	1,000
歳出合計		7,116,742

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
造林費	100,000	普通貸借	6.5%以内	農林漁業金融公庫の定める融資条件による。
林道費	531,000	普通債券発行	9.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるとする。

林道災害復旧費	23,000	同	上	同	上
計	654,000				

3 平成19年度山梨県教育奨励資金特別会計予算

平成19年度山梨県教育奨励資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ820千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 寄 附 金	1 寄 附 金		1
		1 寄 附 金	1
2 繰 越 金	1 繰 越 金		1
		1 繰 越 金	1
3 諸 収 入	1 貸 付 金 償 還 金		818
		1 貸 付 金 償 還 金	818
歳 入	合 計		820

歳 出

款	項	金額
1 教 育 費	1 教 育 奨 励 費	820
	合 計	820

4 平成19年度山梨県災害救助基金特別会計予算

平成19年度山梨県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ221,389千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 国 庫 支 出 金		55,881
	1 国 庫 負 担 金	55,881
2 財 産 収 入		251

		1 財産運用収入	251
3 繰入金			84,257
		1 繰入金	84,257
4 県債			81,000
		1 県債	81,000
歳入	合計		221,389

歳出

款	項	金額
1 災害救助費		221,389
	1 災害救助費	221,389
	歳出合計	221,389

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害救助基金貸付金	81,000	災害救助法の定めるところによる。	無利子	災害救助法の定めるところによる。



計	81,000		
---	--------	--	--

5 平成19年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成19年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ215,692千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金	1 繰越金	121,001
	2 雑収入	4
2 諸収入	1 貸付金元利収入	94,687
	2 雑収入	4
歳入	合計	215,692

歳出

款	項	金額
歳出	合計	215,692

1 母子寡婦福祉費	1 母子寡婦福祉費	190,621
2 公債費	1 公債費	15,930
3 繰出金	1 一般会計繰出金	9,141
歳出	合計	215,692

## 6 平成19年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

平成19年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,038,974千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金	1 繰入金	40,845
	1 繰入金	40,845
2 繰越金	1 繰越金	4,126,144
	1 繰越金	4,126,144
3 諸収入	1 貸付金償還金	2,638,098
	2 雑収入	2
	合計	7,038,974
4 県債	1 県債	233,887
	合計	233,887
繰出		7,038,974

款	項	金額
1 中小企業近代化資金		7,038,974

	1	中小企業近代化資金	4,038,974	
	2	一般会計繰出金	3,000,000	
歳	出	合	計	7,038,974

第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
財団法人やまなし産業支援機構が、平成19年度において小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、県及び中小企業金融公庫又は銀行その他の金融機関からの借入金並びに同機構の自己調達資金により行う設備資金貸付事業及び設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。		平成19年度から平成27年度まで		借入元本2,700,000千円及び自己調達資金100,000千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）について、設備資金貸付資金にあつては100%以内、設備貸与資金にあつては45%以内（リースにあつては50%以内）		
財団法人やまなし産業支援機構が、平成19年度において、県及び金融機関からの借入金により行う県単独中小企業設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。		平成19年度から平成26年度まで		借入元本1,000,000千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）の45%以内（リースにあつては50%以内）		

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付	233,887	普通貸借	1.9%以内	中小企業基盤整備機構の定める融資条件による。

計	233,887			
---	---------	--	--	--

7 平成19年度山梨県農業改良資金特別会計予算

平成19年度山梨県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ358,003千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 繰 入 金			31,977
	1 繰 入 金		31,977
2 繰 越 金			120,259
	1 繰 越 金		120,259
3 諸 収 入			148,547
	1 貸 付 金 償 還 金		148,389

	2 雑入	158
4 県債		57,220
	1 県債	57,220
歳入	合計	358,003

歳出

款	項	金額
1 農業改良資金		358,003
	1 資金貸付金	358,003
歳出	合計	358,003

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金	52,500	普通貸借	無利子	農業改良資金助成法の定めるところによる。
就農支援資金	4,720	同上	同上	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところによる。
計	57,220			

8 平成19年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

平成19年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,214,748千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金	1 繰越金	1,512,096
	2 諸収入	1,702,652
歳入		3,214,748
合計		3,214,748

歳出

款	項	金額
1 市町村振興資金	1 貸付金	2,110,358
	1 貸付金	3,214,748

歳 出	2 償 還 金	104,390
	3 一 般 会 計 繰 出 金	1,000,000
	合 計	3,214,748

9 平成19年度山梨県税証紙特別会計予算

平成19年度山梨県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,472,675千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 県 税 証 紙 収 入	1 県 税 証 紙 収 入	3,472,673
	2 繰 越 金	2
合 計		3,472,675



歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		3,472,675
	1 一 般 会 計 繰 出 金	3,472,675
歳 出 合 計		3,472,675

10 平成19年度山梨県集中管理特別会計予算

平成19年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117,925,173千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		43,840
	1 使 用 料	43,840
2 繰 入 金		95,571
	1 繰 入 金	95,571

3 繰越金			2
	1 繰越金		2
4 諸収入			117,785,760
	1 振替収入		117,785,760
歳入	合計		117,925,173

歳出

款	項	金額	額
1 自動車管理費			43,841
	1 自動車管理費		43,841
2 給与管理費			117,769,587
	1 給与管理費		117,769,587
3 通信管理費			82,000
	1 通信管理費		82,000
4 車両燃料管理費			29,745

	1 車両燃料管理費	29,745
歳 出	合 計	117,925,173

11 平成19年度山梨県商工業振興資金特別会計予算

平成19年度山梨県商工業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,281,282千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		3,281,282
	1 貸付金償還金	3,281,282
	歳 入 合 計	3,281,282

歳 出

款	項	金額
1 商 工 業 振 興 資 金 貸 付 金 金 貸		3,281,282

	1 商工業振興資金 貸付金	3,281,282
歳出	合計	3,281,282

12 平成19年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成19年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ162,432千円と定める。  
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金	1 繰越金	53,606
	2 諸収入	108,826
2 諸収入	1 貸付金償還金	108,824
	2 雑入	2
歳入	合計	162,432

歳出

款	項	金額
1 林業・木材産金 業改善資金貸付金	1 資金貸付金	72,454
		72,454
2 木材産業等高度化 推進資金貸付金	1 資金貸付金	88,778
		88,778
3 林業就業促進資金 貸付金	1 資金貸付金	1,200
		1,200
歳出	合計	162,432

13 平成19年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

平成19年度山梨県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,389,398千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		3,187,316
	1 負担金	3,187,316
2 県支出金		1,225,671
	1 県補助金	1,225,671
3 繰入金		2,511,908
	1 繰入金	2,511,908
4 繰越金		6,429
	1 繰越金	6,429
5 諸収入		60,074
	1 雑収入	60,074
6 県債		398,000
	1 県債	398,000

歳入	合計								
									7,389,398

歳出

款	項	金額	額
1 流域下水道費	1 流域下水道管理費		4,991,347
	2 流域下水道事業費		2,079,842
	合計		2,397,051
2 公債費	1 公債費		2,397,051
	合計		1,000
3 予備費	1 予備費		1,000
	合計		7,389,398

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
			9.0%以内	

流域下水道事業費	398,000	普通債 貸券 借発 又行	(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、直した後において見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは償還又は低利に借換えをすることができる。
計	398,000			

14 平成19年度山梨県公債管理特別会計予算

平成19年度山梨県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92,489,313千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 財産収入		32,373



		1 財産運用収入	32,373
2 繰入金			73,231,100
		1 一般会計繰入金	73,231,100
3 県債			19,225,840
		1 県債	19,225,840
歳入	合計		92,489,313

歳出

款	項	金額
1 公債費		92,456,940
	1 公債費	92,456,940
2 諸支出金		32,373
	1 県債管理基金積立金	32,373
歳出	合計	92,489,313

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	19,225,840	普通債券発行	9.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後において見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるとする。
計	19,225,840			

15 平成19年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間目標供給電力量 469,022,000キロワットアワー  
(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 電気事業収益	3,763,538千円
第1項 営業収益	3,733,827千円
第2項 財務収益	21,714千円
第3項 事業外収益	7,967千円
第4項 特別利益	30千円

支出

第1款 電気事業費用	3,390,931千円
第1項 営業費用	3,159,341千円
第2項 財務費用	136,330千円
第3項 事業外費用	90,230千円
第4項 特別損失	30千円
第5項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額028,594千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,454千円、中小水力発電開発改良積立金283,472千円、地域文化振興・環境保全積立金100,000千円及び過年度分損益勘定留保資金510,668千円で補てんするものとする。)

収入

<p>第1款 資本的収入</p> <p>第1項 固定資産売却代金 208,570千円</p> <p>第2項 長期貸付金償還金 10千円</p> <p>第3項 国庫補助金 174,489千円</p> <p>第4項 工事負担金 29,879千円</p> <p>4,192千円</p> <p>支 出</p> <p>第1款 資本的支出 1,137,164千円</p> <p>第1項 新琴川第三発電所建設費 104,576千円</p> <p>第2項 水力発電設備改良費 611,441千円</p> <p>第3項 水力発電地点開発調査費 10,500千円</p> <p>第4項 水力発電設備改良調査費 8,400千円</p> <p>第5項 企業償還金 302,227千円</p> <p>第6項 その他投資 20千円</p> <p>第7項 繰 出 金 100,000千円</p> <p>(予定支出の各項の経費の金額の流用)</p> <p>第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>(1) 営業費用と事業外費用との間 (議会の議決を経なければ流用することできない経費)</p> <p>第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。</p> <p>(1) 職員給与費等 1,027,678千円 (たな卸資産購入限度額)</p> <p>第7条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。</p> <p>16 平成19年度山梨県営温泉事業会計予算 (総則)</p> <p>第1条 平成19年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)</p> <p>第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給湯口数 554口</p> <p>(2) 年間総給湯量 966,000立方メートル</p> <p>(3) 一日平均給湯量 2,647立方メートル</p> <p>(収益的収入及び支出)</p>	
<p>第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。</p> <p>収 入</p> <p>第1款 温泉事業収益 181,240千円</p> <p>第1項 営業収益 176,457千円</p> <p>第2項 営業外収益 1,621千円</p> <p>第3項 特別利益 3,162千円</p> <p>支 出</p> <p>第1款 温泉事業費用 166,542千円</p> <p>第1項 営業費用 163,539千円</p> <p>第2項 営業外費用 1,993千円</p> <p>第3項 特別損失 10千円</p> <p>第4項 予備費 1,000千円</p> <p>(資本的収入及び支出)</p> <p>第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額103,170千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,921千円及び建設改良積立金98,249千円で補てんするものとする。)</p> <p>収 入</p> <p>第1款 資本的収入 165千円</p> <p>第1項 固定資産売却代金 44千円</p> <p>第2項 工事負担金 121千円</p> <p>支 出</p> <p>第1款 資本的支出 103,335千円</p> <p>第1項 温泉事業設備改良費 103,335千円</p> <p>(予定支出の各項の経費の金額の流用)</p> <p>第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>(1) 営業費用と営業外費用との間 (議会の議決を経なければ流用することできない経費)</p> <p>第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。</p> <p>(1) 職員給与費等 50,906千円 (たな卸資産購入限度額)</p> <p>第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。</p>	

17 平成19年度山梨県営地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 丘の公園年間総収容人員 247,454人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 地域振興事業収益 157,731千円

第1項 営 業 収 益 157,504千円

第2項 営 業 外 収 益 217千円

第3項 特 別 利 益 10千円

支 出

第1款 地域振興事業費用 250,136千円

第1項 営 業 費 用 241,204千円

第2項 営 業 外 費 用 7,922千円

第3項 特 別 損 失 10千円

第4項 予 備 費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額75,480千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 10千円

第1項 固 定 資 産 売 却 代 金 10千円

支 出

第1款 資本的支出 75,490千円

第1項 他 会 計 借 入 金 償 還 金 74,490千円

第2項 予 備 費 1,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定

める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

18 平成19年度山梨県営病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度山梨県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 中 央 病 院

ア 病 床 数 691床

イ 年間入院患者数 211,182人

ウ 年間外来患者数 253,330人

エ 1日平均入院患者数 577人

オ 1日平均外来患者数 1,034人

(2) 北 病 院

ア 病 床 数 200床

イ 年間入院患者数 67,782人

ウ 年間外来患者数 68,995人

エ 1日平均入院患者数 177人

オ 1日平均外来患者数 282人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益 17,344,764千円

第1項 医 業 収 益 15,041,403千円

第2項 医 業 外 収 益 2,302,981千円

第3項 特 別 利 益 380千円

支 出

第1款 病院事業費用 18,489,050千円

第1項 医 業 費 用 17,425,082千円

第2項 医 業 外 費 用 1,025,025千円

第3項 特 別 損 失 37,943千円

第4項 予 備 費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的

支出額に対し不足する額425,104千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入	
第1款 資本的収入	2,174,147千円
第1項 企業債	1,410,000千円
第2項 負担金	764,147千円
支出	
第1款 資本的支出	2,599,251千円
第1項 中央病院施設改良費	190,641千円
第2項 北病院施設改良費	70,703千円
第3項 中央病院建設費	1,196,853千円
第4項 企業債償還金	1,141,054千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央病院施設改良費	190,000千円	普通貸借又は債券発行	9.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるとする。
北病院施設改良費	68,000千円	同上	同上	同上

中央病院 建設費	1,152,000千円	同	上	同	上
計	1,410,000千円				

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費等 7,461,681千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、532,173千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,630,065千円と定める。